

令和7年3月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

3 月 の 情 報 提 供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和7年1月分)	・ ・ 1
2. 本四高速道路料金割引制度等に関する要望書(国土交通省道路局長宛て)	・ ・ 5
3. 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要	・ ・ 8
4. 積込先、配送先で困りごと、ありませんか。(トラックGメン、四国運輸局)	・ ・ 9
5. 集中監視月間の取り組みについて(四国運輸局)	・ ・ 11
6. 高速道路の深夜割引見直し時期の延期について	・ ・ 13
7. 深夜割引見直し後の料金シミュレーションの提供開始について	・ ・ 16
8. 令和7年 引越繁忙期 ～分散引越にご協力をお願いします～	・ ・ 18
9. 令和6年度 整備管理者選任後研修のご案内	・ ・ 20
10. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・ ・ 28
11. 令和7年度「安全衛生標語」募集のご案内	・ ・ 31
12. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・ ・ 38

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っていません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク (WebKIT) 成約運賃指数について
 (令和7年1月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年1月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和7年1月の運賃指数の概要

1. 令和7年1月の運賃指数は、前月比8ポイント減、前年同月比12ポイント増の139となった。
2. 1月末現在の求車登録件数は、132,551と前年同月比14,865増(12.6%増)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,571
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	239,403

※令和6年度は令和7年1月末現在(以下同様)

2. 荷物情報(求車)件数

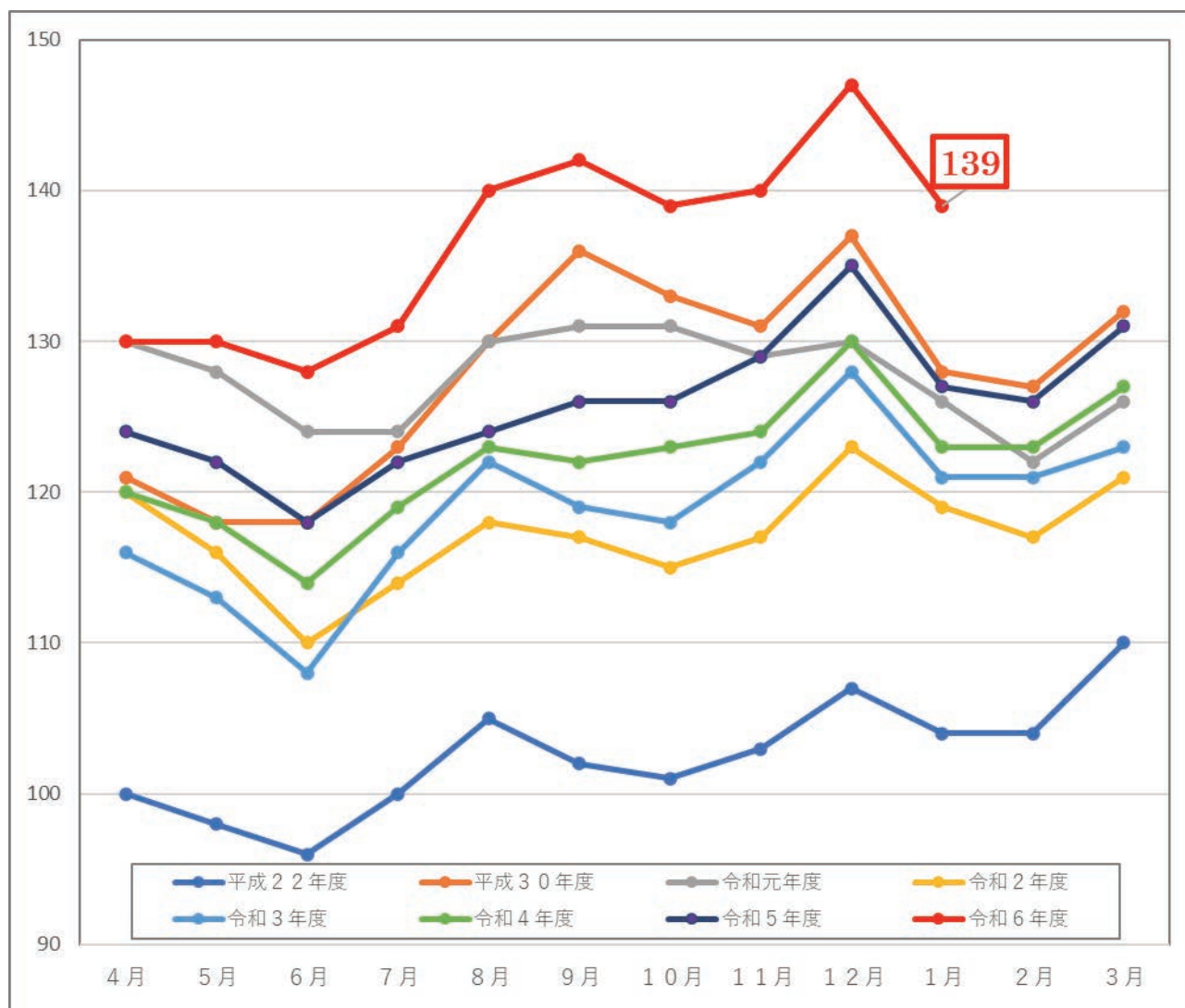
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,569,208

荷物情報 (求車)	令和7年1月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	132,551	14,865	12.6%	-75,657	-36.3%
成約件数	22,695	982	4.5%	-480	-2.1%
成約率	17.1	-1.3ポイント	—	6.0ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139		

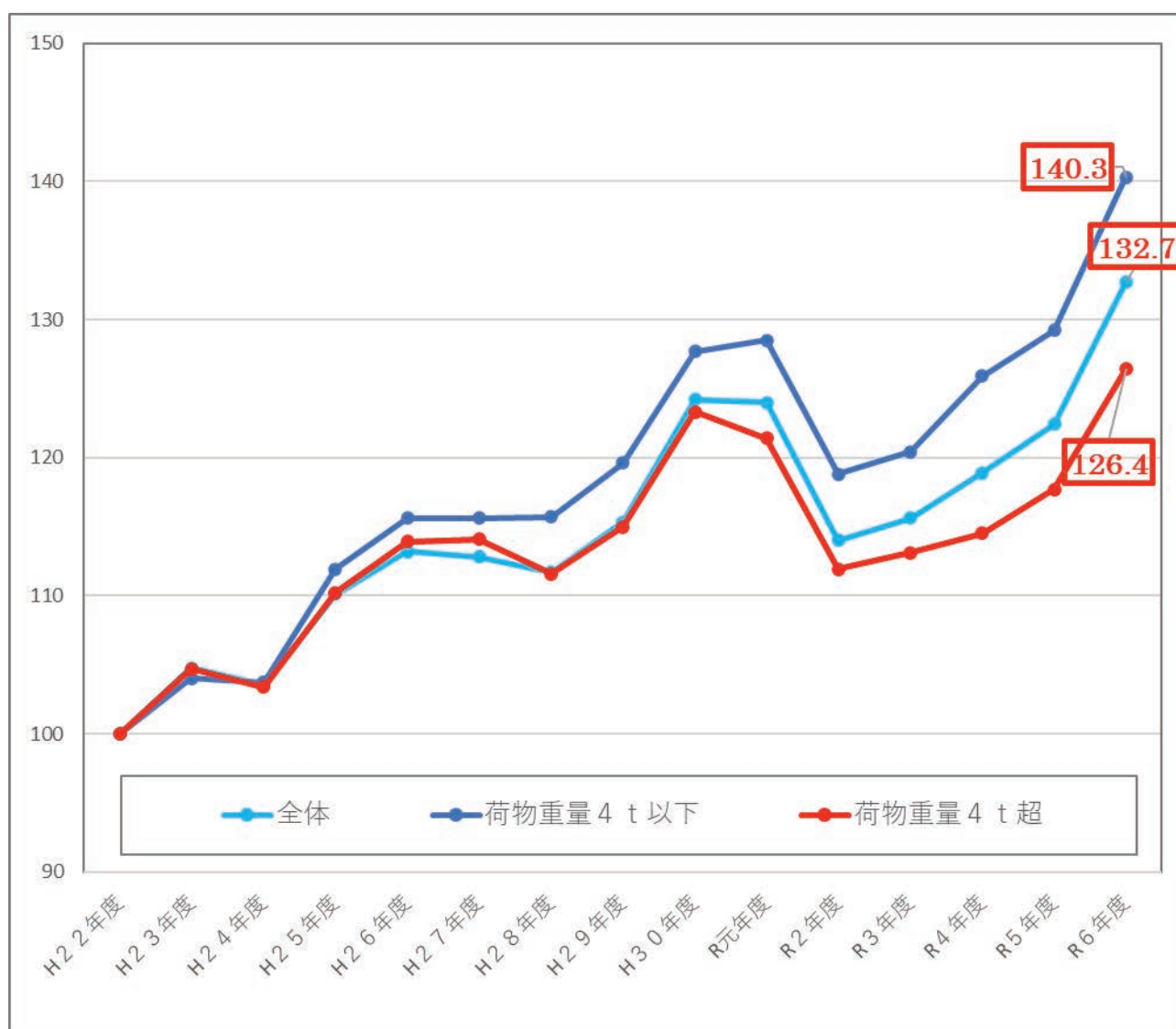


※グラフは平成23年度～平成29年度を省略してあります。

4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	132.7
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	140.3
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.4



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 深田
TEL03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL03-3357-6068

令和7年2月

国土交通省
道路局長 山本 巧 殿

本四高速道路料金割引制度等に関する要望書

四国トラック協会連合会

会 長 楠 木 寿 嗣

(一社) 徳島県トラック協会
会 長 湯 浅 恭 介

(一社) 香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

(一社) 愛媛県トラック協会
会 長 御手洗 安

(一社) 高知県トラック協会
会 長 森 本 敬 一

平素は、トラック運送業界に対しまして格別なるご指導、ご鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私どもトラック運送事業者は、国民生活と産業活動を支える公共的物流サービスの担い手として、社会との共生を図るため、積極的に事故防止対策や環境対策に取り組むとともに、国民や荷主のニーズに応え、我が国の経済活動に貢献をしているところです。

一方で、円安進行の影響を受け、かつてない軽油価格の高止まり、車両価格等の高騰や価格転嫁が進まない状況等から、事業存続の危機に直面しております。

そのような中、昨今のトラック運送業界は「物流2024年問題」に迫られ、トラック運送事業の生産性向上が喫緊の課題となっており、これらの対応として、政府がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」においても、労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現が明記されており、その真に有効な施策の実行が必要であります。

高速道路の料金水準の引下げ、各種割引制度の拡充、恒久化については別途要望いたしておりますが、特に四国四県では「本四高速道路」について、利用料金水準の大幅な引下げが実現されない現在においては、NEXCO同様の各種割引制度導入、拡充等について以下のとおり切に要望いたします。

○ 本四高速道路における割引制度の拡充

本四高速道路は、NEXCO3社の高速道路と一体形成されている全国道路ネットワークとして、同一の収支予算（債務返済計画）にて管理運営されている。また本四高速道路は、大口・多頻度割引などNEXCO3社の割引率と比べ著しく低く、利用者が十分な恩恵を受けていないことから、NEXCO3社の高速道路と同一の一貫した割引制度とし、利用しやすい全国道路ネットワークの実現のため、更なる料金体系の簡素化を図られたい。

- ① 大口・多頻度割引50%枠の設定
- ② 深夜割引の導入
- ③ NEXCOの走行距離と合算した長距離逓減割引の導入
- ④ 平日朝夕割引を中型車以上にも適用。
- ⑤ 平日料金に比べて割高になっている土日祝日の大型車料金の引下げ

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

- 物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
 - ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
 - ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
 - ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。
 - 軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。
- 以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

- ①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
 - *¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。
- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。
 - ※法律の名称を変更。
 - ※鉄道・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

- 運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*²。
- 元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。
- 下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。
 - *²⁻³ 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

【貨物自動車運送事業法】

3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

- 軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る**事故報告・安全確保命令**に関する情報等を追加。

【貨物自動車運送事業法】

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

積込先、配送先で 困りごと、ありませんか。

情報ください



「目安箱」
投稿サイト
(国土交通省HP内)

恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれがあります。



無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれがあります。

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれがあります。



異常気象時の運行指示

輸送安全確保義務違反を招くおそれがあります。

そのほか、こんな行為についても情報があればお寄せください。

- 依頼(契約)にない附带作業 (貨物への値札ラベル貼り、などをさせられるが料金が支払われない。)
- 運賃・料金等の不当な据置き

国土交通省トラックGメンが荷主・元請事業者の**本社**に対して「働きかけ」、「要請」を行い、是正を指導します。

【電話でのご連絡はこちらまで】

国土交通省 四国運輸局 自動車交通部 貨物課 087-802-6773

徳島運輸支局 輸送・監査部門 088-641-4811 香川運輸支局 企画観光・輸送・監査部門 087-882-1357
愛媛運輸支局 輸送・監査部門 089-956-1563 高知運輸支局 輸送・監査部門 088-866-7311



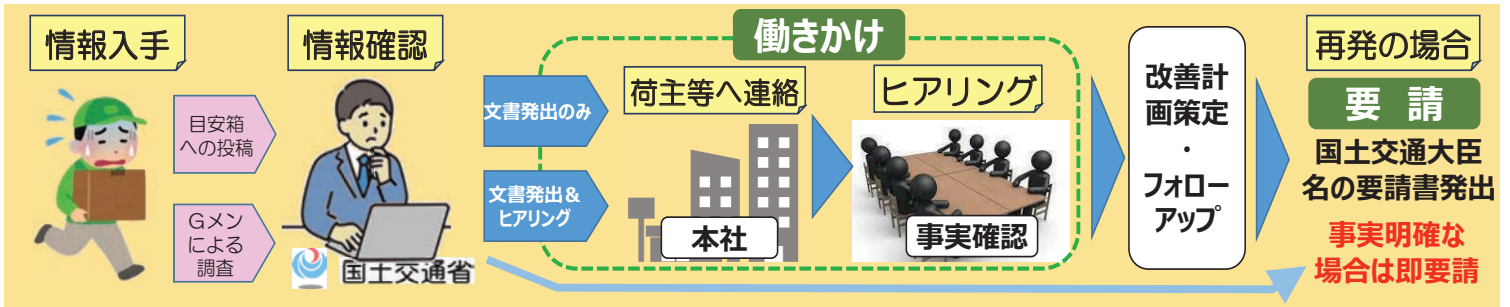
トラックGメン
ポータルサイト
※内容は順次更新中



「トラックGメン」とは…

トラックGメンは、適正運賃の收受や労働環境の改善を実現し、2024年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者**本社**への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

【働きかけ・要請の手順】



【働きかけ後の改善事例】

依頼(契約)になかった付帯作業 (食品製造卸会社・真荷主等)

- 改善策 -
作業範囲、運送料金、作業付帯料金をそれぞれ分けて契約を締結



【要請後の改善事例】

長時間の荷待ち(製造業・発荷主) 働きかけ後の再発により要請実施

- 改善策 -
「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」などを実施



目安箱 (具体的イメージ)

Q1. ご意見・事例の分類について、該当する項目1つを選択してください。【必須】

- 5. 依頼と異なる積み込み作業等
 - 6. 依頼にはなかったケーブル貼り・検品などの附帯作業等
 - 7. 高送料金など費用の自己負担等
 - 8. 異常な貨物手数(つぶれ、破損、入込み、ごみ、汚れなど)への対応等
 - 9. 異常気象によるトラブル等
 - 10. その他、コンプライアンス的に問題と認められるもの
- (内容:)
※複数該当するものがある場合には、項目毎に複数回に分けてご記入ください。

【記入項目と記入例】

トラックの種類

トラックの形態

いつ

荷主

場所

記入例1 「16時」に到着指定され、定時に着いたのに「3時間」以上待たされた

記入例2 当日、予定にない荷重「2/16ト」を追加で積み込み依頼された

記入例3 「16時」に到着指定と聞いていたのに「手荷役」だった

記入例4 荷主が高送料金を使用した分の料金を負担する条件であったのに「高送料金を負担」してくれなかった

Q2. 記入例を参考にしながら、ご意見・事例を具体的に記入ください。

トラックGメンの適切な活動のため、目安箱への投稿をお願いします。

投稿いただきたい内容

- ご意見・事例の分類
 - ・・・長時間の荷待ち、依頼にない附帯業務など
- ご意見・事例の具体的な内容
 - ・・・いつ、どこで、誰から、どのようなことをさせられたか
- 貨物の種類
 - ・・・加工食品、日用品、機械・機械部品など
- 発着荷主の業態
 - ・・・農林漁業、鉱業・砕石業・砂利採取業など
- 投稿者の情報
 - ・・・会社名、お名前、ご職業、ご連絡先など
 - ※「国土交通省からの連絡可否」において、「連絡不可」を選択いただいた場合、ご連絡を差し上げることはありません。

※荷主等(働きかけ・要請の対象)から情報提供元が特定されないように配慮します。

集中監視月間の取り組みについて

四国運輸局のトラック・物流 G メンは、集中監視月間(令和 6 年 11 月 1 日～12 月 27 日)に以下の取り組みを実施しました。

①違反原因行為をしている荷主・元請に対する法的措置(要請・働きかけ)

令和 6 年 11 月～12 月 **24 件 12.0 件/月**

参考:令和 6 年 4 月～10 月 34 件 4.85 件/月

②働きかけ済み事業者に対する国土交通省本省及び運輸支局と連携したフォローアップ

③中国運輸局のトラック・物流 G メンとの合同パトロール及びオンライン説明会の開催

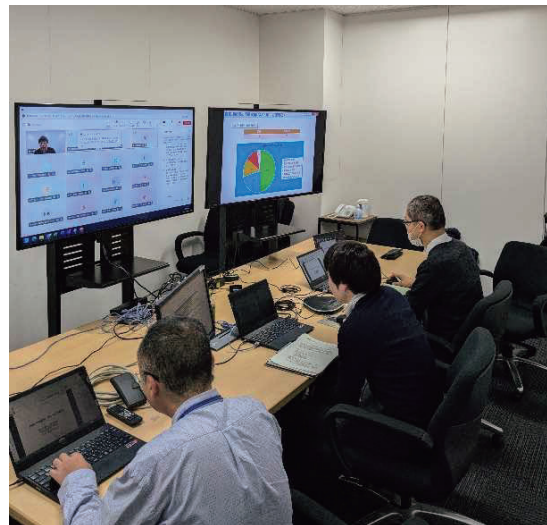
パトロール概要

法的措置を実施済みの香川県内の物流拠点を中心にアポなしで実施し、改善状況等を確認

オンライン説明会

合同パトロール及び四国の物流・トラック G メンの活動状況を報告

428 名が参加



④高速道路 SA・PA でのドライバーヒアリング

R6.12.2 豊浜 SA・府中湖 PA(香川県)で実施

R6.12.16 石鎚山 SA・入野 PA・上分 PA(愛媛県)で実施

※愛媛県では、Gメン調査員も参加



⑤「過積載の根絶街頭キャンペーン」に併せて、ドライバーへトラック・物流Gメンの周知活動

四国全県で実施



2024年12月25日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

高速道路の深夜割引見直し時期の延期について

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本（以下、「高速道路会社」という。）は、高速道路の深夜割引見直しについて、「高速道路の深夜割引見直しの内容について」（令和6年7月12日に高速道路会社発表）により、令和6年度末頃に運用を開始する予定であることをお知らせしておりましたが、割引適用時間帯に走行した分の料金を対象として割り引くために必要となるシステム整備に時間を要しており、当初の見込みより遅れが生じていることから、令和6年度末頃からの運用開始が困難となりましたのでお知らせいたします。

引き続き、システム整備に取り組んでまいります。本格運用の開始時期については、令和7年7月頃に延期させていただきます。

なお、具体的な運用開始時期については、今後のシステム整備状況を踏まえたうえで、改めてお知らせいたします。

深夜割引見直しの運用開始に向け、準備を進めていただいている事業者の方々をはじめとするお客さまには大変ご迷惑をおかけしてしまい申し訳ございませんが、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■今回お知らせする主な内容

○深夜割引見直し時期の延期（令和6年度末頃から令和7年7月頃へ延期）

<添付資料> 「深夜割引見直しとシステム整備の概要」

<参考>

「高速道路の深夜割引見直しの内容について」（令和6年7月12日 高速道路会社発表）

NEXCO東日本 URL : https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/head_office/2024/0712/00013923.html

NEXCO中日本 URL : https://www.c-nexco.co.jp/corporate/pressroom/news_release/6102.html

NEXCO西日本 URL : <https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/release/hq/r6/0712c/>

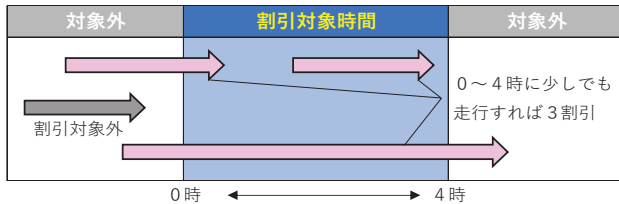
以 上

深夜割引の見直しについて（令和7年7月頃運用開始）

【割引の目的】 一般道の沿道環境を改善するため、交通容量に余裕のある高速道路の夜間利用を促進

＜現行の割引＞

0時から4時の間に高速道路を通行するETC車の料金を3割引



【課題】

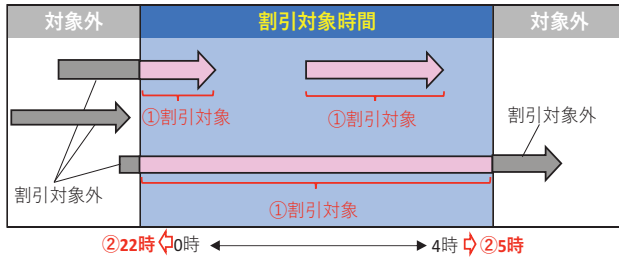
- ① 割引適用待ち車両の滞留が発生
- ② 運転者等の労働環境の悪化



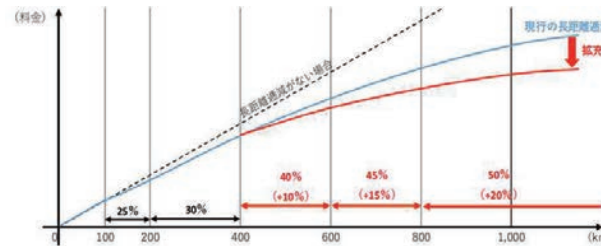
右図：東京本線料金所前の滞留状況
(R2.12.23 (水) 23:58撮影)

＜見直しのポイント（R5.1.20発表）＞

- ① 割引対象時間帯の走行分のみ3割引
- ② 割引対象時間帯を22時から翌5時に拡大



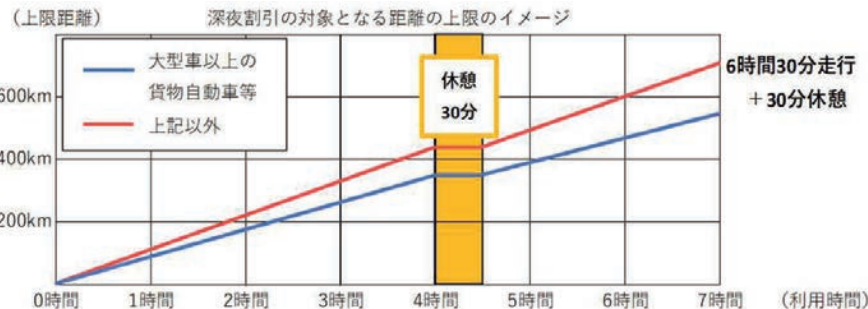
- ③ 見直しにあわせて400km超の長距離遞減制を拡充



割引見直し運用開始後の
激変緩和措置（5年程度）

＜無謀な運転の抑止策（R5.11.7～11.20 意見募集実施）＞

割引対象距離を増大させることを目的とした「速度超過」などの無謀な運転を抑止し、引き続き安全・安心に高速道路をご利用いただくために、割引対象距離への上限を設定



22時から翌5時における 高速道路の利用時間（休憩含む）（※1）	深夜割引の対象となる距離の上限（※2）
4時間以内	利用時間 × （上限距離）
4時間～4時間30分	4時間 × （上限距離）
4時間30分～7時間	（利用時間 - 30分） × （上限距離）

無休憩運転の抑制のため、
最大30分の休憩を加味

※1 利用時間： 22時から翌5時における高速道路の利用時間（休憩含む）

※2 上限距離： 利用時間1時間あたり、大型車以上の貨物自動車等は90km（※）、それ以外の車両は105kmで設定

※道路交通法の施行令改正に伴い、上限距離の見直しを行っています

（注） 上限距離設定は、**速度超過等の無謀な運転を容認するものではありません。**

深夜割引の見直しに関するシステム整備の概要

お客さま



④後日還元

- 「ETCクレジットカード」または「ETCパーソナルカード」でご利用のお客さま
→ 「ETCマイレージサービス」を用いて、翌月20日に還元額として付与します。
- 「ETCコーポレートカード」でご利用のお客さま
→ 還元額分を差し引いた額を翌月に請求します。

①高速道路を利用



「ETCクレジットカード」または「ETCパーソナルカード」でご利用のお客さまは、「ETCマイレージサービス」への事前登録が必要となります。

走行記録を把握するシステム

【主な機能】

- ・料金所のETCレーン及び本線上に設置するETC無線通信専用アンテナを用いて、お客さまの走行記録（通過地点・通過時刻等）を取得

料金所：ETCレーン

走行記録
(通過地点・通過時刻等)



本線：ETC無線通信専用アンテナ

走行記録
(通過地点・通過時刻等)



②走行記録の把握

還元額を計算するシステム

【主な機能】

- ・取得したお客さまの走行記録を集約して、高速道路のご利用全体の走行履歴情報（走行経路・走行時間等）を作成し、深夜割引適用時間帯の走行距離に応じた割引相当分の還元額を計算



計算結果
出力



取込



③走行履歴情報の作成・還元額の計算

2024年12月25日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社

深夜割引見直し後の料金シミュレーションの提供開始について

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本は、「高速道路の深夜割引見直しの内容について」（令和6年7月12日発表）の内容を反映した、見直し後の深夜割引の概算額を算出できる機能を、NEXCO各社の料金・ルート検索サイトに追加いたしました。

シミュレーション機能の詳細につきましては、各社WEBサイトをご確認ください。

■今回お知らせする主な内容

○提供開始日時

令和6年12月25日（水）14時頃から

○WEBサイト

各社の料金・ルート検索サイトにアクセスし、必要事項を入力いただくことで見直し後の深夜割引の概算額をお調べいただけます。

- ・ NEXCO東日本 高速料金・ルート検索
<https://www.driveplaza.com/dp/SearchTop?latenight=on>
- ・ NEXCO中日本 料金・ルート検索
<https://dc3.c-nexco.co.jp/dc/DriveCompass.html>
- ・ NEXCO西日本 深夜割引変更後の料金シミュレーション
https://search.w-nexco.co.jp/night_simulation/

<添付資料> 「シミュレーションサイト操作方法概要」

以 上

シミュレーションサイト操作方法概要

本資料はNEXCO西日本が提供する「深夜割引変更後の料金シミュレーション」の操作方法の概要です。
NEXCO東日本、NEXCO中日本のシミュレーションサイトの詳細な操作方法については各社ホームページをご覧ください。

< 検索画面 >

IC名から検索 > **深夜割引料金シミュレーション**

出発IC: 中国池田
到着IC: 岡山
通過IC:

車種区分: 普通車
日時: 2024年12月25日 23時 0分
出発 到着

検索する

ご利用されるIC名、車種等を入力（選択）のうえ、「検索する」をクリックしてください。

< 検索結果画面 >

23:16 神戸 JCT
E2 山陽道 136.8km
1時間32分

SA・PA情報 7か所 開く

運転注意箇所 1か所 閉じる

山陽 → 岡山
130.8KP付近
トンネル入口付近での追突事故多発
停止車両に注意してください

0:48 到着 岡山

通常 4,170円 ETC 4,170円 ETC2.0 4,170円

深夜割引還元額を計算する

検索結果画面上に表示される「深夜割引還元額を計算する」をクリックしてください。

< シミュレーション画面 >

1: 深夜割引時間帯 (22時～翌5時) に走行
<中国池田～岡山>
 2夜間の深夜割引時間帯をまたぐご利用

深夜割引時間帯 (22時～翌5時) の走行距離 km ※1 + 1000km超分の距離 0km ×30%(または20%)※2

総距離 159 km

深夜割引還元額を計算する

深夜割引適用時間帯に走行予定の距離を入力の場合、「深夜割引還元額を計算する」をクリックしてください。

< シミュレーション結果画面 >

中国池田 → 岡山 [普通車]
総距離: 159km
<中国池田～岡山>
深夜割引時間帯 (22時～翌5時) の走行距離: 159km
計算過程

ETC		ETC2.0	
<中国池田～岡山>			
ETC通常料金: 4,170円			
深夜割引還元額 (22時台流出を除く) 深夜割引還元額: 1,250円 (コーポレートカード: 2,920円)		深夜割引還元額 (22時台に高速道路を流出する場合) 深夜割引還元額: 550円 (コーポレートカード: 3,620円)	
※休日割引が適用される走行の場合 計算した深夜割引還元額から料金所通過時に適用済みの休日割引額を差し引いた額を深夜割引還元額とします。			
深夜割引還元額 (22時台流出を除く) 深夜割引還元額: 180円 (コーポレートカード: 2,920円)		深夜割引還元額 (22時台に高速道路を流出する場合) 深夜割引還元額: 0円 (コーポレートカード: 3,100円)	

シミュレーション結果を表示します。

※本資料に表示されている画面イメージは2024年12月25日時点のものです。

2025年春、引越をご検討のお客様!

今年は
特に

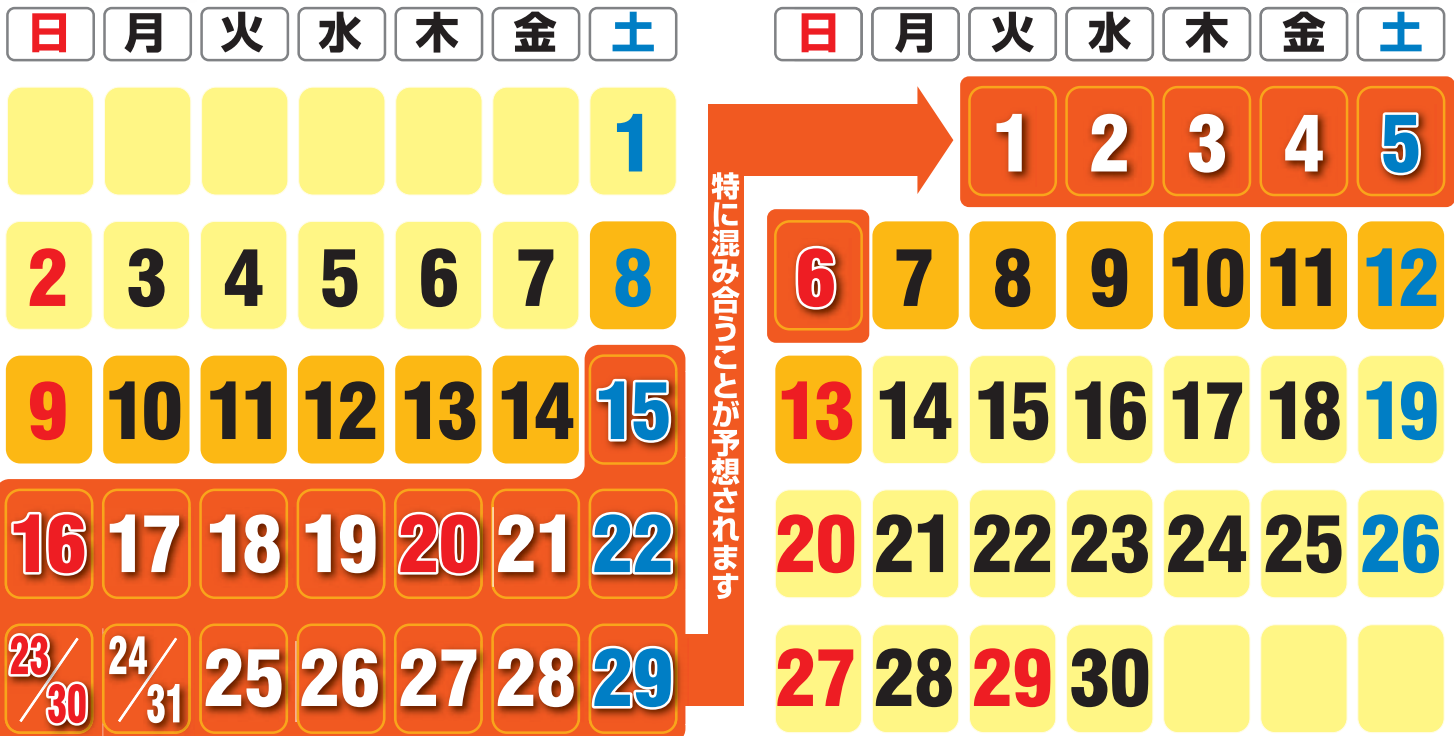
分散引越にご協力をお願いします!



例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。

特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、今年は特に「2024年問題」をふまえ、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越しのためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討下さいますようお願い致します。

3月 2025年引越混雑予想カレンダー 4月



 特に混雑が予想されます
 混雑が予想されます
 やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会



引越は 「引越安心マーク」の事業者へ

(公社)全日本トラック協会が認定する
引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#) で検索

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ **4**つの安心

- 1** 引越の約束事である「標準引越運送約款」を守ります。
- 2** 苦情等への対応窓口である「お客様対応責任者」を設けています。
- 3** 引越管理者講習の修了者を全ての事業所に配置しています。
- 4** 引越に係る法律(消費者契約法や個人情報保護法など)を守ります。

認定事業者は
QRコードで検索!!

郵便番号・
住所や地図からも
探せるよ



ステッカーを貼ってるよ!!

トラックを見かけたら探してみてね!

引越安心マークの
制度については
こちら



引越事業者を選ぶなら

事務連絡
令和7年3月1日

会員各位

一般社団法人 香川県トラック協会

令和6年度 整備管理者選任後研修のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます

標記研修については、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条に基づき実施しておりますが、令和6年度整備管理者選任後研修を下記のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

なお、当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

敬具

記

1. 研修日時及び場所

別紙のとおり

2. 研修内容

- (1) 整備管理者の役割について
- (2) 自動車の点検整備について
- (3) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
- (4) 車両管理上必要な関係法令について
- (5) 車両管理の内容について
- (6) 運転者等に関する指導教育について
- (7) その他、整備に関する行政情報等(通達)について

3. 研修対象者

整備管理者として既に選任されている方

※また、令和5年度(令和5年4月から令和6年3月)に標記研修をすでに受講された方は対象外となります。

以上

令和6年度整備管理者選任後研修の受講申込についての注意事項

- 当研修は整備管理者として既に選任されている方が対象となります。
※「整備管理者選任前研修」とは異なる研修となりますのでご注意ください。

- 令和5年度に「整備管理者（選任後）研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。

- 令和6年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については令和8年3月31日までに1回目の「整備管理者（選任後）研修」を受講していただければ差し支えありません。

- 当研修は「事前申込制」となっており、申し込み状況によっては、希望される日程での受講受付ができない場合がございますので、予めご了承ください。
※原則として、事前申込がない場合の受講当日の受講希望はお断りいたしております。

令和6年度 整備管理者選任後研修 受講申込票

開催日時		開催場所	定員
3月13日(木)	13:30~16:30	高松サンポート合同庁舎 北館アイホール	30名
3月17日(月)	13:30~16:30	高松サンポート合同庁舎 北館アイホール	85名
3月19日(水)	9:30~12:30	高松サンポート合同庁舎 北館アイホール	85名
	13:30~16:30		55名

【受付】 午前の部=9:00~9:30 午後の部=13:00~13:30

○受講希望者データ (複数名のお申込みは当様式をコピーして使用ください。)

(会社名)	(営業所名)
	(担当者名)
(※) 研修受講希望者名	(ふりがな)

※当研修は、整備管理者として既に選任されている方が対象となります。

※申込締切日 2月開催分 (令和7年2月6日(木) 協会必着)

3月開催分 (令和7年3月6日(木) 協会必着)

※問い合わせ先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課

電話: 087 - 851 - 6381

受講申込票返信先FAX番号 087-821-4974



四国交通共済会館

住所：坂出市番の州公園 6 番 6 号

電話：0 8 7 7 - 4 4 - 4 4 1 6

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応していません。
カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：0 8 7 - 8 8 2 -
1 3 5 5）までお願いします。



【重要】

高松サンポート合同庁舎会場には、ご利用いただける駐車場がありません。
 近隣の有料駐車場又は公共交通機関をご利用いただきお越しく下さい。

高松サンポート合同庁舎

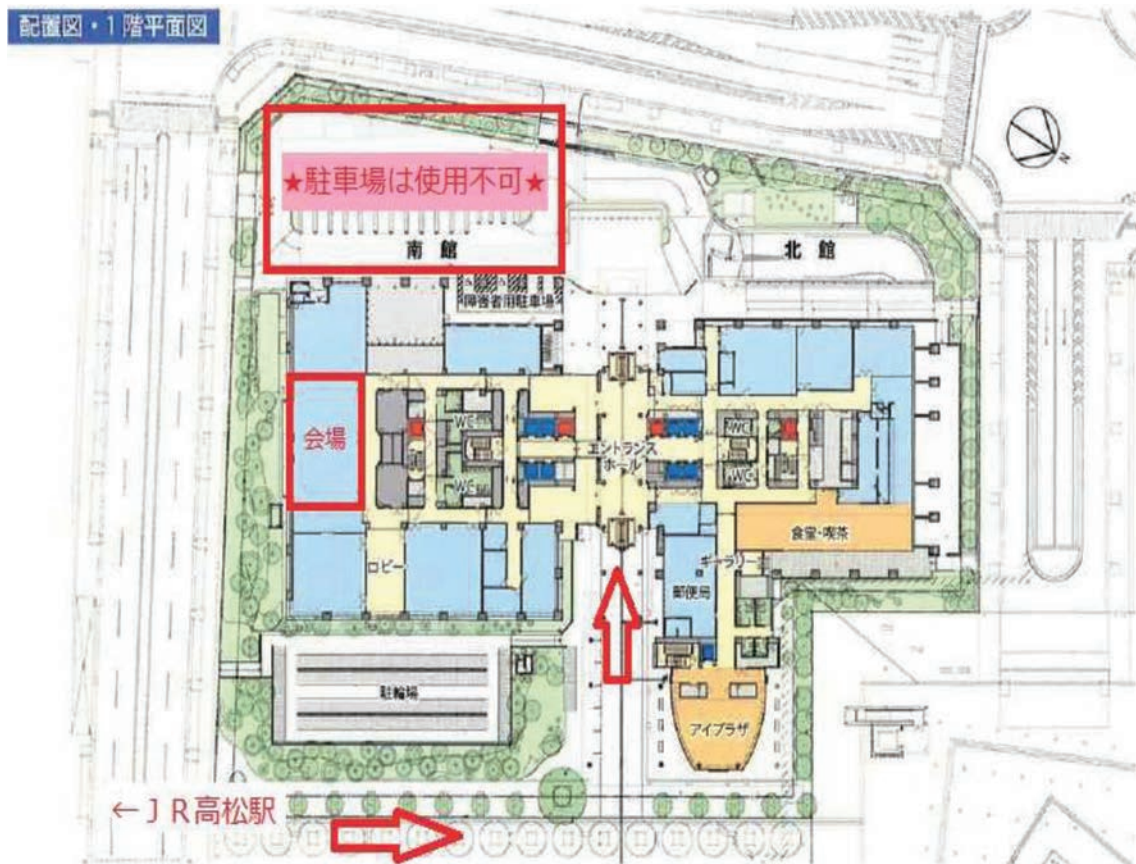
住所：高松市サンポート3番33号

電話：087-802-6786

注) こちらの電話番号は、研修に関する問合せに対応しておりません。
 カーナビゲーション設定用とお考えください。

研修開催に対する問合せは、香川運輸支局（電話：087-882-1355）までお願いします

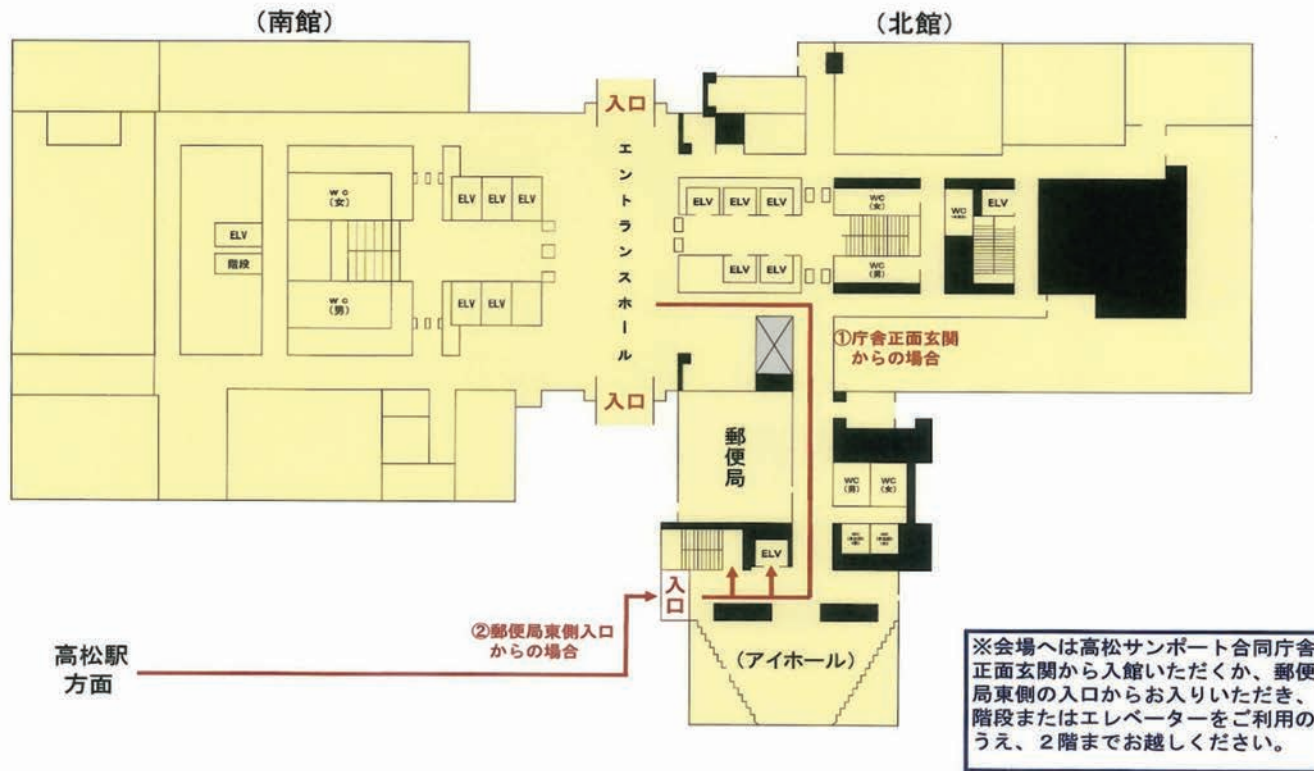
高松サンポート合同庁舎（南館 1階 101号室）



※2月10日（月）のみ開催

高松サポート合同庁舎（北館アイホール）

高松サポート合同庁舎アイホール案内図



事 務 連 絡
令和6年11月 日

受講者 各位

一般社団法人 香川県トラック協会

整備管理者手帳の持参について

香川県トラック協会では、平成24年度より整備管理者選任後講習を受講された方を対象に「整備管理者手帳」を発行しております。

この度開催されます研修に当該手帳をご持参いただくと、手帳に受講証明印を押印のうえ、お返しいたします。

なお、新たに選任され、これまでに整備管理者選任後研修を受講されたことのない方については受講後に手帳を発行させていただきます。

そのほか、ご不明な点につきましては適正化事業課(087-851-6354)までお問い合わせ下さい。

○既に整備管理者手帳を所有されている方へ○

手帳内にある、氏名・生年月日・現住所等必要事項をご記入いただき、ご持参頂きますようお願い申し上げます。

【整備管理者手帳】



令和7年3月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6時間講習・11回）、事故惹起運転者講習会（6回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年4月25日(木)	第8回 令和6年12月5日(木)
第2回 5月23日(木)	第9回 令和7年1月30日(木)
第3回 6月6日(木)	第10回 2月6日(木)
第4回 7月4日(木)	第11回 3月27日(木)
第5回 8月29日(木)	
第6回 9月26日(木)	
第7回 10月24日(木)	

<事故惹起運転者講習会>

第1回 令和6年5月9日(木)	第5回 令和7年1月23日(木)
第2回 7月11日(木)	第6回 3月13日(木)
第3回 9月12日(木)	
第4回 11月7日(木)	

2. 開催時間 9：30～17：00
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 20名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和6年 4月25日(木)		終了	令和6年 12月5日(木)
終了	5月23日(木)		終了	令和7年 1月30日(木)
終了	6月6日(木)		終了	2月6日(木)
終了	7月4日(木)			3月27日(木)
終了	8月29日(木)			
終了	9月26日(木)			
終了	10月24日(木)			

○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✓印 記入欄	開催日		✓印 記入欄	開催日
終了	令和6年 5月9日(木)		終了	令和7年 1月23日(木)
終了	7月11日(木)			3月13日(木)
終了	9月12日(木)			
終了	11月7日(木)			

※開講時間は、9:30～17:00 (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック (✓) をお願い致します。
 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

会社名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。

今年度も標記のとおり募集することとなりましたので、是非ご応募ください。

令和 7 年度「安全衛生標語」募集のご案内

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、当協会の安全ポスター等に用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

なお、入選作品につきましては、令和 7 年 11 月 13 日(木)に群馬県高崎市にて開催する第 61 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬において表彰いたします。

皆様からの多数のご応募をお待ちしております。

募集の目的

企業・事業場における安全衛生意識の高揚を図り、自主的な安全衛生活動の推進に寄与すること。

主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

標語のテーマ

次の 3 部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

- (1) 荷役部門・・・荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- イ 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ウ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- エ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- オ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- カ フォークリフト、テールゲートリフター、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

- (2) 交通部門・・・交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- イ 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ウ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- エ 交通 KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- オ 安全運転の実施に関するもの

- (3) 健康部門・・・健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ア 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- イ ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ウ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- エ 腰痛予防に関するもの

応募の資格

次のいずれかに該当する方（家族の方を含みます。）

- (1) 当協会の会員事業場の役員・従業員である方
- (2) 当協会の労働災害防止活動にご理解・ご支援をいただいている企業、団体、事業場等の役員・従業員である方
- (3) 当協会支部の役職員の方

応募の方法

- (1) 作品は、自作で、未発表のものに限ります。
どの部門についても応募いただけますが、1部門の作品数は、お一人につき、3点以内としてください。
- (2) 応募用紙は、当協会のホームページからダウンロードできます。「令和7年度『安全衛生標語』募集のご案内」のページをお開きください。
この応募用紙は、「個人用」と「事業場一括応募用」の2種類があります。事業場で何人かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、「事業場一括応募用」の用紙をお使いください。
- (3) ホームページからダウンロードした応募用紙によらない場合は、応募作品のほか、必ず次の事項を記載した内容のものでご応募ください。
 - ア 応募者の氏名とふりがな
 - イ 応募者の勤務先
勤務先名（例えば、〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課）
勤務先の住所・郵便番号と電話番号
 - ウ 応募する部門の別（「荷役」、「交通」、「健康」）
事業場で何名かの方々の作品を取りまとめて応募される場合には、どの作品がどの方のものであるかも明らかにしていただき、また、応募の取りまとめをされた方の氏名と連絡先も記載してください。
- (4) 記入を終えた上記(2)又は(3)の応募用紙等は、Eメール、ファックス、郵送（葉書、封書）等の方法により、当協会宛てお送りください。
- (5) 上記(2)又は(3)の応募用紙等に記載された個人情報、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表のためのみに利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

募集の締切

令和7年3月31日(月)

郵送による場合は、3月31日当日までの消印のあるものを有効とします。

入選作品

- (1) 入選作品数は、次のとおりとします。

	入選作品数
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）
入選	6作品（各部門ごとに、2作品）

- (2) 令和7年4月に、当協会において入選作品を決定して、入選者ご本人又は応募の取りまとめをされた方に通知いたします。なお、作品の文言について、より具体的かつ簡明な表現となるように、若干の変更をお願いする場合があります。
- (3) 入選作品は、令和7年5月に当協会のホームページにて公表するとともに、広報誌「陸運と安全衛生 5月号」に掲載します（いずれも、作者の氏名、勤務先の会社、団体等の名称、所属する都道府県支部名を含みます。）。
- (4) 令和7年11月13日(木)開催の第61回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会 in 群馬の式典で、入選作品とともに、入選者の方に対する表彰を行います。また、代表1名の方については、式典当日、当協会の会長から直接、壇上にて表彰状及び賞品をお渡しいたします。なお、自宅（又は職場）から大会会場（群馬県高崎市）までの往復の交通費及び宿泊費は、ご負担いただきますようお願いいたします。
- (5) 入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	賞品
最優秀賞	2万円分の図書カード
優秀賞	5千円分の図書カード
入選	3千円分の図書カード

- (6) 入選作品の著作権は、当協会に属するものとします。
また、入選作品は、当協会が作成する安全ポスター等の印刷物、ホームページ等で用いる他、会員企業・事業場で広く活用していただきます。

応募先・お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課
TEL : 03-3455-3857
FAX : 03-3453-7561
E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

ホームページ

<http://www.rikusai.or.jp/>

令和7年度「安全衛生標語」応募用紙

応募先・お問合せ先

E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

郵送先: 〒108-0014

東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

応募部門	応募標語(1部門につき3作品以内でお願いします。)		
荷役	①		
	②		
	③		
交通	①		
	②		
	③		
健康	①		
	②		
	③		
(ふりがな)			
応募者氏名			
勤務先	名称		
	住所	〒 —	都道府県 市町村区
	電話番号	—	—

勤務先の名称は、例えば〇〇会社〇〇支店〇〇…〇〇課のようにご記入ください。
 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送及び入選者の公表にのみ利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。
 事業場単位でまとめて応募される場合は「《事業場一括応募用》応募用紙」をご利用ください。

令和7年度「安全衛生標語」応募用紙

応募先・お問合せ先

E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

郵送先: 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

「荷役」部門

「応募番号」の欄には、作品数に応じ、1、2、…のように記入してください。

事業場名			
所在地	〒	—	都道府県 市町村

取りまとめ担当者氏名	—	
電話番号	—	
所属	作者氏名	作者氏名ふりがな

応募番号	応募標語(作品数については制限はありませんが、1人の作者がこの部門で応募する数は、3作品以内としてください。)	所属	作者氏名	作者氏名ふりがな

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送にのみ利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

令和7年度「安全衛生標語」応募用紙

応募先・お問合せ先

E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

郵送先: 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

「交通」部門

「応募番号」の欄には、作品数に応じ、1、2、…のように記入してください。

応募番号 応募標語(作品数については制限はありませんが、1人の作者がこの部門で応募する数は、3作品以内としてください。)

事業場名			
所在地	〒 -	都道府県	市町村区
取りまとめ担当者氏名			
電話番号			
所属	作者氏名	作者氏名ふりがな	

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送にのみ利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

令和7年度「安全衛生標語」応募用紙

応募先・お問合せ先

E-mail : r7hyougo@rikusai.or.jp

TEL : 03-3455-3857

FAX : 03-3453-7561

郵送先: 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館10階
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 業務部 広報課

「健康」部門

「応募番号」の欄には、作品数に応じ、1、2、…のように記入してください。

事業場名			
所在地	〒 -	都道府県	市町村区

取りまとめ担当者氏名		
電話番号	-	-
所属	作者氏名	作者氏名ふりがな

応募番号 応募標語(作品数については制限はありませんが、1人の作者がこの部門で応募する数は、3作品以内としてください。)

応募番号	応募標語(作品数については制限はありませんが、1人の作者がこの部門で応募する数は、3作品以内としてください。)	所属	作者氏名	作者氏名ふりがな

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、入選作品の選考時における確認と入選の通知、賞品の発送にのみ利用し、その他の目的での使用や第三者への提供はいたしません。

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より Eメールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A Xにてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 0 3 - 3 4 5 3 - 7 5 6 1

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川 検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 0 8 7 - 8 5 1 - 6 2 5 1

